

鈴鹿市立鈴峰中学校いじめ防止基本方針

平成27年3月 策定

令和8年4月 改正

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成、日常生活にも重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではない。

また、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識するとともに「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底することが大切であるとともに、生徒の発達段階に応じた取組を系統的に実践することが求められる。

これらのことから、学校は、保護者・地域住民・関係機関と連携を図るとともに、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

『鈴鹿市立鈴峰中学校いじめ防止基本方針』は、文部科学省による「いじめの防止等のための基本的な方針」三重県による「三重県いじめ防止基本方針」鈴鹿市による「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の全生徒が、校訓である【明るく】【美しく】【楽しく】学校生活を送ることができるよう、いじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対応」の具体的な取組について示すものである。

2 本校のいじめの実態

本校は、鈴鹿山脈の麓に位置し、3世代同居も多く、昔ながらの地域内のつながりも残っている。生徒の特性として、温厚でのんびりと遠慮がちな面があり、自分に自信が持てず、他人の行動に影響を受け、他者との仲間関係を築きあげることができず、自分の中だけに悩みや思いをしまい込む傾向がある。他者に対するからかいや乱暴な言動もあり、いじめにつながる芽は、どの学級においても、日々の生活の中で見受けられる現状である。

今後、自己肯定感を高め、自分の思いを伝えるなかで、お互いが認め合う仲間関係を築き上げていくことが急務となっている。

3 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめとは

国の定めた「いじめ防止対策推進法」第2条には、『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われ

るものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』と定義されている。

(2) いじめのとりえ方

- ・いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る問題であり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ・いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。
- ・いじめは、その態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する行為である。
- ・いじめは、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき社会問題である。

(3) 具体的ないじめの事例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

4 いじめの防止などに関する基本姿勢

- 学校は、「いじめは絶対に許さない」という認識を持ちます。
- 学校は、一丸となって組織的に対応します。
- 生徒と生徒、生徒と教職員の間に関感的な人間関係を築きます。
- 生徒には、いじめの問題の重要性を理解させます。
- いじめの問題に正しく向き合う生徒を育みます。
- いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 家庭・地域・関係機関と連携していじめの問題に取り組めます。

5 組織

1 いじめ防止対策委員会

- (1) 目的：いじめ撲滅をめざして、学校全体で組織的な取組を行い、機動的かつ適切な対応を行うこと
- (2) 構成員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，生徒会担当，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラー
その他校長が必要と認めた者
- (3) 開催：「定例会」 …………… 各学期に1回程度
「緊急対策会議」 …………… 重大事案発生時

【重大事案】とは

- ・生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められる場合

(4) 役割：①重大事案への対応

- ②取組方針及び成果と課題の検討
- ③教職員の共通理解と意識啓発
- ④生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取
- ⑤いじめ防止に関わる学校行事や研修会の企画立案
- ⑥生徒指導部が実施するいじめアンケート結果の分析
- ⑦関係機関との連携を図る

※ 鈴鹿市教育委員会教育支援課，こども家庭支援課
鈴鹿警察，スクールカウンセラー

⑧重大事態に発展した際の対応確認

【重大事態】とは

- ・生命，心身又は財産に重大な被害があると認められる場合
- ・いじめにより，30日以上欠席している場合

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題について考え，いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高めること
いじめの防止などの取組を推進すること
- (2) 構成員：生徒会役員，各委員会委員長，各学級室長，生徒会担当 等
- (3) 開催：年間2回程度
- (4) 役割：①いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う
②話し合いの結果を全校生徒に提言し、推進する。

6 未然防止の取組

(1) 学力保障（授業改善の取組）

- ① 一人ひとりの課題に対応した、きめ細かい指導を行い、「わかる」「できる」授業づくりに努める。
- ② 基礎基本の学力や表現力・思考力・判断力など確かな学力の育成に努める。
- ③ 確かな学力と、豊かな心、心身の健康の「生きる力」の育成に努める。

(2) 居心地のよい学級づくり（仲間づくりの取組）

- ① 日々の学校生活を充実したものにするために、さまざまな課題を学級で解決していく話し合い活動を充実する。
- ② 一人ひとりの良さや特性を互いに理解し合う活動を充実する。

(3) 人権教育の充実

- ① 校区の小学校との連携を図り、系統的な人権教育カリキュラム策定に努める。
- ② いじめや差別を許さない人権学習の充実に努める。
- ③ 校区人権フォーラムなど生徒が主体となる人権活動を充実する。

(4) 自己肯定感の醸成とキャリア教育の充実

- ① 生徒承認活動を通して、自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育成する。
- ② キャリア教育の充実に努め、将来への夢と希望を持たせる。

(5) 生徒会による主体的な活動

- ① 生徒会の活動方針にいじめ防止を位置づけ、自分にかかわる重要な問題であるという自覚を持たせる。
- ② いじめ撲滅運動など、生徒が主体となった活動の充実に努める。

(6) 保護者や関係機関との連携

- ① いじめ防止の重要性を保護者に強力に発信するとともに、家庭教育の場がいじめ防止に取り組むよう連携に努める。
- ② 市教委、警察等の関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応に努める。

7 早期発見の取組

(1) 教職員のいじめを見抜く目

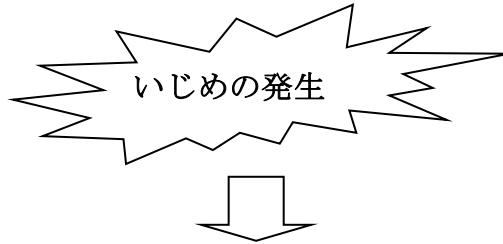
- ① 日々の生徒の些細な言動から、個々の生徒の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感受性を磨くとともに、気づいたことは学年・管理職への報告・連絡・相談をする。
- ② 生徒と同じ目線で物事を考え、できる限り生徒と場を共にし、対話することに努める。
- ③ 教職員自身の言動が、いじめを助長することにつながっていないか自己点検に努める。

(2) 早期発見の手立て

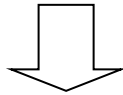
- ① 日々の観察—校内巡視と対話活動
業間や昼休み、放課後など、できる限り教室や廊下に待機し、生徒の表情や様子をきめ細かく観察する。また、さりげない対話を通していじめの発見に努める。
- ② 「やりとり帳」(生活ノート)の活用
毎日の生活ノート「やりとり帳」の提出と点検を確実にを行い、個別の生徒との対話の充実に努める。また、生活ノートを活用して、保護者との連携を図り、必要な場合には家庭訪問や学校招致を行い、情報の共有と協力体制の充実に努める。
- ③ 教育相談の充実—相談窓口の開設
各学期の教育相談期間には、必ずいじめに関する内容を取り上げる。教育相談期間以外にも、常に相談窓口を開設していることを生徒に伝え、安心して相談できる環境を整える。相談内容によっては、学年間で共有し、スクールカウンセラーの協力を得て、組織的な対応に努める。
- ④ いじめアンケートの活用
学期に1回の定期的ないじめアンケートを実施し、いじめの実態把握に努める。自分に関わりのないいじめでも告発することの大切さに気づかせ、みんながいじめをなくしていこうとする環境や風土づくりに努める。

8 適切な対応

いじめ発生時の対応マニュアル

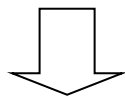


学年部会，生徒指導支援部会



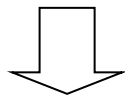
正確な事実確認

- ・当事者双方，周りの生徒から個々に聞き取り。
 - ・聞き取りを記録し，情報整理を行い，正確な事実を確認。
 - ・ひとつの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。
- ※いじめられた生徒といじめた生徒と別々の場所で行うこと。
※いじめられた生徒に目が届く体制を整備すること。



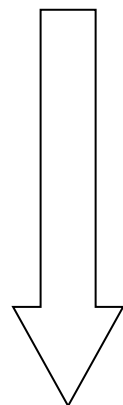
指導体制
方針決定

- ・対応する教職員の役割分担を決定。
 - ・すべての教職員で共通理解を図る。
 - ・関係機関への報告と連携を図る。
- ※複数の教職員で対応し，密接な情報共有を図る。

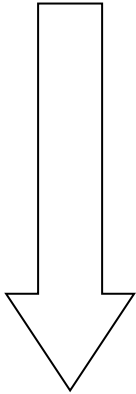


生徒への
指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し，心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた生徒に，相手の痛みに思いを寄せる指導を行うとともに，いじめは決して許されない行為であることを自覚させる。
- ※いじめられた生徒に対して
- ・共感する，心の安定を図る。
 - ・最後まで守り抜く，秘密を守ることを約束する。
 - ・自尊感情を高める言葉がけを行う。
- ※いじめた生徒に対して
- ・生徒の背景にも目を向けて指導する。
 - ・毅然とした対応を行いつつ，孤立感や疎外感を払拭する。
 - ・いじめられる側の気持ちに思いを寄せる指導を行うこと。



保護者との連携



- ・当事者双方に家庭訪問し，事実の報告と対応方針を説明。
- ・今後の指導への協力を求め，連携方法を協議する。
- ・被害生徒の保護者には，とくに事実を丁寧につたえる。

※いじめられた生徒の保護者

- ・その日のうちに面談し，共感的態度で事実を伝える。
- ・解決に向けた指導方針を説明し，理解を求める。
- ・家庭での見守りと，些細な変化の報告等協力を求める。

※いじめた生徒の保護者

- ・いじめられた生徒の保護者面談後，直ちに面談を行う。
- ・いじめられた生徒の保護者の痛みを伝え，事実関係と学校の解決方針を説明する。
- ・家庭での指導の助言を行い，今後の連携を求める。

事後の対応

- ・再発防止に向けた継続的な指導・支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等を活用して，心のケアに努める。
- ・誰もが大切にされる仲間づくりの実践を行う。

※周りの生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず，いじめの傍観者から抑止者への転換を求める。
- ・いじめを告発することは，大切な防止策であることを理解させる。

9 教職員の研修

- ① 学校いじめ防止基本方針の周知徹底のための研修の実施
- ② 生徒の自己効力感を高めるための授業改善
- ③ 仲間づくりの実践研究
- ④ いじめの問題に関する事例やロールプレイングの手法を生かした研修
- ⑤ 携帯電話，スマートフォン，インターネットなど情報モラルに関する研修